

人権コミュニティセンター・出張所・コミュニティセンター比較表

	人権コミュニティセンター	出張所	コミュニティセンター
設置根拠法令	八尾市立人権コミュニティセンター条例	八尾市役所出張所設置条例	八尾市立コミュニティセンター条例
設置目的	第2条 センターは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため市役所出張所(以下単に出張所という。)を設置する。	第2条 センターは、市民一般の集会及び健全な各種行事の用に供し、地域市民が相互に交流を深め、自主的な活動を深めることを目的とする。
取扱事務	第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 相談等自立支援に関すること。 (2) 人権啓発及び人権に係る調査研究に関すること。 (3) 市民交流の促進及び自主的活動の支援に関すること。 (4) 生涯学習の推進に関すること。 (5) その他市長が必要と認める事業	第4条 出張所で取扱う事務は、概ね次のとおりとする。 (1) 地域のまちづくり支援に関する事項 (2) 各種調査報告に関する事項 (3) 市民に対する市政情報の提供に関する事項 (4) その他市長の定める事項	
職員	八尾市立人権コミュニティセンター処務規則 第2条 センターに次の職員を置く。 (1) 館長 1名 (2) その他の職員 若干名 2 センターに館長補佐、主幹、センターを担当する係長又は主査を置くことができる。	八尾市役所出張所規則 第2条 出張所に次の職員を置く。 (1) 所長 1人 (2) その他の職員 若干人 2 出張所に所を担当する所長補佐、係長又は主査を置くことができる。	
設置数	2	10	10